

# 広報かめだ

町の人口	
人口	22,431人
男	10,894人
女	11,537人
世帯数	5,082
46.3.1現在	

4月  
毎月1回1日発行

NO. 31

発行所 亀田町役場企画課 編集責任者 本田俊夫



写真提供 荒井肇氏

## 交通安全から守ろう

例年、春の訪れとともに交通事故が激増する傾向がある地域に於ける歩行者、とくに老人に対する保護および安全教育。

四月は、新学期で新しい一年生、新しい入園児が、通学通園をはじめます。

この子どもたちを、保護者とともに全町民が交通事故から守ってあげなければなりません。

例年行なわれます春の交通安全運動も、今年四月五日から四月十日までの六日間を、新入学児童、園児の保護に重点を置き、四月二十六日から五月一日までの六日間を行楽期における事故防止を主眼として飲酒運転、速度違反、その他無謀運転の追放などに重点を置き、二回にわたり交通安全運動を実施することになりました。

四月五日から四月十日までに行なわれる交通安全運動の重点事項は、

(1) 通学通園路およびこどもの遊び場付近の安全施設等総点検と、通学通園路における児童、園児の安全指導。

(2) 幼児および小学校低学年児童に対するおよび事故防止のための安全の確保と保護者に対する教育。

(3) 小学生および中学生に対する正しい自転車の乗り

方の指導。

(4) 交通事故多発の傾向にある地域における歩行者、とくに老人に対する保護および安全教育。

(5) 正しい横断の励行と横断中の歩行者保護のための指導。

以上を重点目標と設定して努力いたしますが、次の点について家庭での教育を行なって下さい。

① こどもの交通事故は、土曜の午後と月曜日におこりやすい。土曜日は、一週間の緊張からの解放感、また月曜日は、日曜日に遠出などし、疲れているなどが原因。

② 登、下校の際に、家や学校に忘れ物を取りにあわてて帰る途中の交通事故が目立って多いようです。

③ そろばんじゆくなどの行き帰りの事故もあります。じゆくのは多くは、夕食前後に行なわれているため、空腹だったり、早く帰ろうといそぐ結果、事故にあいやすいと考えられます。

以上の点などは、家庭で十分注意のできることなので、食事どきなど時々話しあって交通事故にあわないよう、誓いあって下さい。

ドライバーも、歩行者もお互に気をつけて交通事故を起さないよう気をつけてください。

### 一般会計予算

新年度予算を中心とする町定例会が、去る三月八日から二十三日まで、十六日間の会期で行なわれました。今年の一年間の方向を決める一般会計予算額は歳入、歳出ともに、七億九千九百二十万一千円で前年度当初予算に比べますと、二億一千八百八十八万二千円の増額となり大型予算となっております。

その主要なる内容は、昭和四十五年、四十六年度二カ年計画で実施している亀田小学校の増築事業、第二保育所の移転改築、都市計画事業の着手、道路舗装、公共用地の先行投資、除雪車の購入などであり、その背景となります財源は、町民税、固定資産税、たばこ消費税など、いわゆる自己財源と地方交付税、国、県の補助金、交付金、起債（借入金）などであります。

この新年度予算編成にあたりましては、住民の皆さんから多くの要望もありましたが、財政的な問題もあり、十分に住民の要望を取り入れることは出来ませんでした。が、経常経費の節約をしながら健全財政を基本とした予算であります。

収入面においても予算には表われておりませんが、昨年に続き減税を実施して標準税率になりました。

国民健康保険特別会計では歳入歳出とも一億四千三百四十万二千円であり、歳入面は保険税、国庫支出金一般会計からの繰入であります。

歳出については、保険給付費（診療費として医師に支払われる金）が殆んどであります。水道事業会計については、次にお知らせいたします。

### 歳入

（町の金庫に入る予定額）

◎町税 二億四〇〇、四二六千円  
歳入予算の一番多いのは何といっても町税です。その町税でもいろいろ別れて

◎町民税 一億〇三、一七三千元  
この内訳は、個人分が七九、〇三五千円、法人分が二四、一三八千円であります。

◎固定資産税 八五、九七七千円  
このうち一般土地家屋などの分が、八一、五八四千円、電々公社などの国有資産分が、四、三八七千円となっております。

◎軽自動車税 四、四八八千円  
バイクや、軽自動車などの所有者より徴収するものです。

◎たばこ消費税 二八、四〇〇千円  
皆さんが毎日のように買われる、たばこ二〇本入一箱のうち一円八銭が、たばこ消費税として町の金庫に入ります。ですから、たばこは必ず町内から買って下さい。

◎地方交付税 二億三四、三八〇千円  
この内訳は、除雪車購入の補助金、都市計画事業の補助金、第二保育所建設の補助金、城山都市下水路事業の補助金、特設一種事業、西町横越農協倉庫道路事業の補助金、稲葉児童公園新設事業の補助金、亀田小学校改築事業の補助金等でこれらに対する国からの補助金です。

◎国庫支出金 五三、六八八千円  
この内訳は、除雪車購入の補助金、都市計画事業の補助金、城山都市下水路事業の補助金、特設一種事業、西町横越農協倉庫道路事業の補助金、稲葉児童公園新設事業の補助金、亀田小学校改築事業の補助金等でこれらに対する国からの補助金です。

◎県支出金 一七、六〇五千元

### 町議 一般会計予算 22万1千円

◎歳入 一億〇三、一七三千元  
この内訳は、個人分が七九、〇三五千円、法人分が二四、一三八千円であります。

◎固定資産税 八五、九七七千円  
このうち一般土地家屋などの分が、八一、五八四千円、電々公社などの国有資産分が、四、三八七千円となっております。

◎軽自動車税 四、四八八千円  
バイクや、軽自動車などの所有者より徴収するものです。

◎たばこ消費税 二八、四〇〇千円  
皆さんが毎日のように買われる、たばこ二〇本入一箱のうち一円八銭が、たばこ消費税として町の金庫に入ります。ですから、たばこは必ず町内から買って下さい。

◎地方交付税 二億三四、三八〇千円  
この内訳は、除雪車購入の補助金、都市計画事業の補助金、第二保育所建設の補助金、城山都市下水路事業の補助金、特設一種事業、西町横越農協倉庫道路事業の補助金、稲葉児童公園新設事業の補助金、亀田小学校改築事業の補助金等でこれらに対する国からの補助金です。

◎県支出金 一七、六〇五千元

### 亀田 昭和46年度 7億9百

等が計費されてあります。

◎商工費 一、五五七千円  
産業育成資金、商工中金の子託金と商工会議所への成功金が主なるものです。

◎土木費 八九、七九九千円  
道路の側溝新設改良、舗装工事、更に県道工事の地元負担金などがあげられます。その他児童公園、都市計画事業の事業費があげられます。

◎消防費 三七、三六七千円  
消防署関係と、消防団員の報酬等で、この中には、除雪車の購入費も含まれております。

◎教育費 一億二六、七九八千円  
この内訳は、  
教育総務費 一五、四六四千円  
小学校費 九一、四〇三千元  
亀田小学校増築事業費も含まれます。

◎保健費 七九、〇一九千円  
この予算の内訳では、新潟地区広域清掃事業組合等（し尿）の負担金四二、五四五千円が最も大きく、更に母子衛生、結核予防費、火葬場の経費等が計上されてあります。

◎衛生費 七九、〇一九千円  
この予算の内訳では、新潟地区広域清掃事業組合等（し尿）の負担金四二、五四五千円が最も大きく、更に母子衛生、結核予防費、火葬場の経費等が計上されてあります。

◎労働費 四、〇七八千円  
主として労働金庫予託金二百万円、日雇労働者に対する助成金が一、五五六千円であります。

◎農林水産費 一九、五三三千元  
農業関係の経費、親松排水機場の維持管理の地元負担金、県営事業の亀田郷農地盤沈下対策事業負担金

◎歳入 一億〇三、一七三千元  
この内訳は、個人分が七九、〇三五千円、法人分が二四、一三八千円であります。

◎固定資産税 八五、九七七千円  
このうち一般土地家屋などの分が、八一、五八四千円、電々公社などの国有資産分が、四、三八七千円となっております。

◎軽自動車税 四、四八八千円  
バイクや、軽自動車などの所有者より徴収するものです。

◎たばこ消費税 二八、四〇〇千円  
皆さんが毎日のように買われる、たばこ二〇本入一箱のうち一円八銭が、たばこ消費税として町の金庫に入ります。ですから、たばこは必ず町内から買って下さい。

◎地方交付税 二億三四、三八〇千円  
この内訳は、除雪車購入の補助金、都市計画事業の補助金、第二保育所建設の補助金、城山都市下水路事業の補助金、特設一種事業、西町横越農協倉庫道路事業の補助金、稲葉児童公園新設事業の補助金、亀田小学校改築事業の補助金等でこれらに対する国からの補助金です。

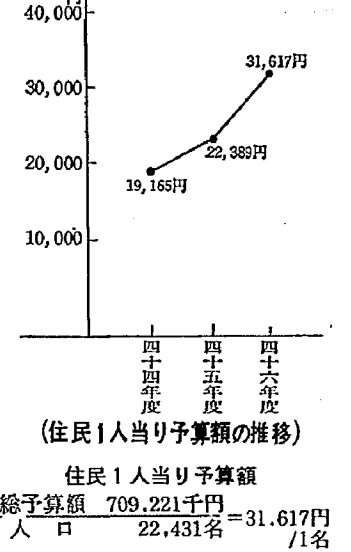
◎県支出金 一七、六〇五千元

### 特別会計国民健康保険 1億43,402千円

◎歳入	◎歳出
保険税 58,933千円	総務費 6,809千円
国庫支出金 77,304千円	保険給付費 130,248千円
繰入金 3,780千円	保険施設費 6,057千円
その他 3,385千円	その他 288千円

国民健康保険特別会計では歳入歳出とも一億四千三百四十万二千円であり、歳入面は保険税、国庫支出金一般会計からの繰入であります。

歳出については、保険給付費（診療費として医師に支払われる金）が殆んどであります。水道事業会計については、次にお知らせいたします。



### 歳出に関する45年度・46年度比較表

項目	45年度 (%)	46年度 (%)
議会費	2.7%	2.3%
総務費	14.4%	14.7%
民生費	16.6%	16.9%
衛生費	11.1%	8.9%
農林水産費	2.7%	3.4%
商工費	2.0%	1.8%
土木費	20.3%	12.7%
消防費	4.9%	5.3%
教育費	9.7%	12.7%
公債費	7.1%	7.1%
その他	7.8%	7.8%

（46年度目的別歳出表）

議会費	16,696千円 (2.3%)
総務費	101,965千円 (14.4%)
民生費	119,717千円 (16.9%)
衛生費	79,019千円 (11.1%)
農林水産費	19,532千円 (2.7%)
商工費	12,557千円 (1.8%)
土木費	80,799千円 (12.7%)
消防費	37,367千円 (5.3%)
教育費	126,738千円 (17.9%)
公債費	50,784千円 (7.1%)
その他	55,088千円 (7.8%)

◎新潟地区広域清掃事務組合の設立。  
◎管理職手当支給条例の一部を改正する条例。  
◎職員給与に関する条例の一部を改正する条例。  
◎教育委員会委員の選任について。

◎国民健康保険条例の一部を改正する条例。  
◎町営住宅条例の一部を改正する条例。  
◎固定資産評価審査委員の選任について。  
◎産業育成資金、商工中金、労働金庫の覚書交換。  
◎道路認定。

◎軽自動車税 全期分  
◎国民健康保険税 一期分  
◎固定資産税 一期分  
4月30日が納期です忘れずにお納めを

火災見舞金  
去る二月十日、日本の火災に罹災された村木新一郎さんへ寄せられた町民の見舞金三三〇、〇七〇円を池田助役、官服社会福祉協議会長が三月四日お伺いし贈呈いたしました。お礼の言葉によりしくお礼を申し述べて下さいとのお言伝がありました。

### 歳入に関する45年度・46年度比較表

項目	45年度 (%)	46年度 (%)
町税	33.9%	33.0%
地方交付税	41.5%	31.8%
分担金及び負担金	3.6%	4.4%
国庫支出金	7.6%	7.6%
県支出金	2.2%	2.5%
諸収入	2.0%	2.0%
町債	13.6%	5.5%
その他	4.1%	2.7%

（46年度歳入内訳表）

町税	240,426千円 (33.0%)
地方交付税	234,380千円 (33.0%)
分担金及び負担金	5,847千円 (3.6%)
国庫支出金	53,688千円 (7.6%)
県支出金	17,100千円 (2.5%)
諸収入	11,939千円 (1.7%)
町債	96,200千円 (13.6%)
その他	29,616千円 (4.1%)

◎町債 九六、二〇〇千円  
町が特定の事業をするために長期間借り入れるお金の発行等であり、税務関係と戸籍関係運賃、庁舎建設調査、等々もこの予算に含まれてあります。

◎総務費 一億〇一、八六五千元  
役場業務の維持管理をはじめ、交通安全対策、広報の発行等であり、税務関係と戸籍関係運賃、庁舎建設調査、等々もこの予算に含まれてあります。

◎民生費 一億一九、七二七千円  
町立四ヶ所の保育所の諸経費をはじめ、袋津、早通日本保育園、平和の園の委託費や、母子寮の管理、国民年金事務費、などが含まれていますが、特に第二保育所建設の費用二五、六七

# 417人の門出を祝う

## 晴天に恵まれた成人式



写真右…成人代表者のあいさつ  
写真下…記念品を受ける晴着姿のよろこびの人達

長かった雪国の里にも春の訪れを感じる三月二十一日(春分の日)、公民館ホールにおよそ二五〇人の成人を迎えた若人の門出を祝う成人式が催されました。

ことしは、来賓の祝辞も町長一人にとどめる簡素化された式典で主人公は成人された方々を目標にして行ないました。

式典後は、レクリエーションにおもむきをおき映画(早春、アイガーを滑る)を二本、ひき続いて梨の実合唱団によるコーラスと歌唱指導、それに五人に一人当る福引で場内を爆笑の渦にまきこみました。

そのあと、成人式記念植樹の寄付金(六、二八五円)による苗木を二本、諏訪神社境内に一人一人の参加で植えました。

又、茶の湯教室による茶の湯が和室で開かれかなりの愛好者が招かれました。ことしの特徴は、参加された方々からアンケートをとりまして次のような結果がまとまりました。

成人式に参加されたの意識調査  
①あなたは成人式に出席されましたか。  
②あなたに成人式は、どのような結果がまとまりましたか。

計16人。  
(a)出席してよかった：男14人、女4人、性別不明15人、計75人。  
(b)悪かった：性別不明2人。  
(c)大変悪かった。  
(d)わからない：男3人、女3人、性別不明3人、計9人。

②あなたは成人式の内容について、どのように感じましたか。  
(a)簡素化されてよかった：男15人、女41人、性別不明18人、計74人。  
(b)レクリエーションの趣向がよかったです：男4人、女9人、性別不明4人、計17人。

(c)あなたは、こんご成人講座を開催する際、どのような内容を希望しますか。  
(d)政治的な講演：男5人、女5人、性別不明1人、計11人。  
(e)政治、文化、時事問題：男7人、女4人、性別不明4人、計15人。  
(f)レクリエーション：男7人、女22人、性別不明10人、計39人。

(g)生け花、茶の湯、手芸料理等の講習会：男2人、女15人、性別不明6人、計17人。  
(h)欠席する：男16人、女36人、性別不明14人、計66人。  
(i)わからない：男4人、女14人、性別不明5人、計23人。

(j)出席する：男4人、女9人、性別不明2人、計15人。  
(k)都合のできる時は出席する：男2人、性別不明4人、計6人。  
(l)欠席する：男16人、女36人、性別不明14人、計66人。  
(m)わからない：男4人、女14人、性別不明5人、計23人。

成人式に参加されました二五〇人の方々から、受付に提出されましたアンケート(二二一人)をまとめました。

## 五カ月空席の公民館長に 熊木三郎氏就任



玉井館長が昨年の十月十一日、病いに倒れ逝去されました。五カ月、三月十日付で館長の椅子をひきうけることになりました。

熊木館長の略歴  
(大正二年三月四日生まれ五八才、栃尾市出身)  
一、昭和三十七年 民生委員副総務として現在に至る。  
一、昭和三十八年 町社会福祉協議会評議員 常任理事兼会計理事として現在に至る。  
一、昭和三十九年

## 住民の茶の間として利用を 公民館長 熊木三郎

玉井館長のあとをうけまして三月十日付で館長の椅子をひきうけることになりました。名館長のあとをうけて公民館活動、社会教育活動を実践しなければなりません。これは甚だ心苦しいわけですが、ひきうけました以上は、職員と一体となってみなさんのご要望に十分応え「住民の茶の間」として、又「住民のサービセンター」としての役割を果たしたいと思っております。

## 機構改革に伴う 課長の異動

四月一日付で役場の一部機構の改革が行なわれ、それに伴う課長の人事異動がなされたので、お知らせ致します。  
一、昭和四十年 町青少年協議会委員 (三年)  
一、昭和四十一年 亀田町体育協会幹事として現在に至る。  
一、その他 中浦社会福祉協議会民生部亀田町代表 公営住宅審議会委員として現在に至る。

## 機構改革に伴う 課長の異動

四月一日付で役場の一部機構の改革が行なわれ、それに伴う課長の人事異動がなされたので、お知らせ致します。  
一、保健課長：馬場三司(住民課長)  
一、民生課長：立川昭二(保険衛生課長)  
一、税務課長：五十嵐要平(民生課長)  
一、建設課長：窪田道夫(税務課長)  
一、企画課長：木田俊夫(建設課長)

## 環境衛生週間 4月19日～25日

清掃事業は、国民の消費水準の向上に伴って、その重要度は年ごとに高まってきました。個人の消費水準がいかに向上しても、生活環境から排出されるごみなどの汚物が適切に処理されないかぎり、たまたま、ねずみや、ハエ、ゴキブリなどが発生し、赤痢、チブス、ワイル病などの恐ろしい伝染病の発生につながることに健康で明るい文化生活はいちじるしく損われることになり、真に生活水準が向上したとはいえず、ごみご承知のとおり、ごみ

## 市街化調整区域内における開発行為 または建築行為の届出について

市街化調整区域内で行なう開発行為、または建築物の建築については農林漁業の経営者が居住する建築物を除き、原則として禁止されることになりました。

しかし、昭和45年11月15日現在、市街化調整区域内に自己の居住、または業務の用に供する建築物を建築する目的で土地を有していた方、または借地権を有していた方は、昭和46年5月15日まで役場に備えつけてある用紙によって県知事に届け出た場合、昭和50年11月15日までにこれらの行為を行うことができます。

したがって、この届出は、関係者にとって重要なものから、お忘れのないよう早めに提出してください。なお詳しいことは役場企画課にお問い合わせください。

- 開発行為とは、主として建築物の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更をいう。
- 市街化区域とは、すでに市街地を形成している区域、およびおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域をいう。
- 市街化調整区域とは、農林漁業経営者の居住の用に供する建築物またはこれらの付属建築物以外の建築物の建築を原則として禁止し、自然の環境や優良農地を守る地域をいう。

## 交通災害共済に家族そろって加入しましょう

- ◎加入資格 亀田町に住んでおられる方は、どなたでも加入できます。
- ◎掛金(会費) 大人、小人共に年額350円に改訂(途中加入でも350円になります)。
- ◎共済期間 毎年4月1日から翌年3月31日までです。
- ◎加入の手続きについて 4月1日から加入は亀田町役場住民課へお申込みください。

## 保育園児に絵本を贈る 入学児童にぬりえ

…亀田町交通安全協会…

亀田地区交通安全協会(会長古泉栄治)は、幼児や児童の交通安全を無くするため、保育園児に交通安全の絵本、入学児童に交通安全のぬりえを贈り、亀田地区交通安全協会では、こどもの交通安全を無くせんと、春の交通安全運動期間に児童、園児に、絵本やぬりえを贈りました。児童、園児も絵本やぬりえをとおして、交通安全教育に役立つものと思っております。



健康で快適なものにつくりあげるとともに、国民生活の合理化の基盤ともなるものです。その実践にあたっては、都道府県、市町村当局を中心として、全国民の正しい理解と積極的な協力がなければ、十分な効果を達成することができません。これは申すまでもありません。

「環境衛生週間」には、厚生省、都道府県、市町村の主唱、関係各省の後援、環境衛生関係民間団体の協賛のもとに、つぎの運動を強力に展開することにしていきます。

- 一、ごみの一掃と清潔保持の運動 とくに、公共の多く集まる路上、公共施設の清掃につとめ、これらの場所にごみを捨てない公衆道徳を高
- 二、清掃の徹底 大掃除を実施して、家の周囲の清掃の徹底をはかるとともに、公園、観光地、行楽地、路上その他公共の多く集まる場所の清掃を積極的に進めたい。
- 三、公衆道徳高揚運動の展開 紙くず、たばこの吸いがらみ、公共用ごみ容器、吸いがら入れに正しく捨てるよう努めたい。
- 四、ねずみ、衛生害虫の駆除 清掃事業とあわせて、人に不快感をあたえ、先に述べたような伝染病を媒介するねずみ、衛生害虫の駆除を実施し、衛生害虫の除去に努めたい。



### 保健課4月予定

月日	曜日	実施内容	該当者	会場
4月1日	木	生ワケ授与	第2期 45.4.2~6.3生	公民館
4月2日	金	〃	〃	公民館
4月6日	火	〃	第1期 45.7.1~12.31生	公民館
4月7日	水	〃	〃	公民館
4月9日	金	種痘	第1期 45.1.1~3.31生	公民館
4月13日	火	乳児検診	46.1.生れ	公民館
4月14日	水	〃	45.7.生れ	公民館
4月16日	金	3才児検診	43.3.4.生れ	公民館
4月16日	金	種痘判定	〃	公民館
4月19日	月	妊婦検診	3月中に届出た妊婦	公民館
4月22日	木	百日咳デフテリア 破傷風 3種混合予防接種	第1期(1回) 45.4.2~12.31生れ	公民館
4月23日	金	〃	〃	公民館
4月27日	火	〃	〃	公民館
4月27日	火	離乳食講習	45.12.生れ	公民館

§知っていると便利です§  
確定申告が間違っていたときは

昭和四十五年分の所得税確定申告の期限内受付は、三月十五日で終了しました。確定申告をしたあとで、所得や税額の計算が間違っていたため、納めた税金が少なかったり、還付を受ける金額が多かったことに気付いた場合には、修正申告をしてください。

この修正申告は、なるべく早くした方が有利です。税務署の調査を受けた後で修正申告をしても過少申告加算税を納めなければなりません。自分で間違いを発見して調査を受ける前に

また、確定申告をしなればならない人が、忘れていたりして申告をしていなかった場合には、期限後申告をすることができません。この期限後申告は、いつでも申告をすることができ、有利です。期限後申告をしないで税務署から決定の通知を受けると、税額の○%の無申告加算税がかかります。自発的に申告をしたときには、無申告加算税は、税額の5%です。

計量器  
定期検査を行います  
さきに計量器の事前調査を行いました。今回下記の日程で定期検査を実施いたしますので、必ず受検して下さい。

### 今月の当直医



- 4日...片桐医院 (稲葉3) 電話813320番
- 11日...亀田医院 (新明町1) 電話812348番
- 18日...藤崎医院 (本町3) 電話813072番
- 25日...押木医院 (本町4) 電話812052番
- 29日...阿部医院 (新明町5) 電話812045番

- ◎渡辺病院 (西町2) 電話813111番  
当直医が診療に応じます
- ◎中川医院 (東本町5) 電話813960番
- ◎堀・木岡医院 (東本町5) 電話812349番
- ◎佐藤医院 (下早) 電話812878番  
医師在院の場合診療に応じます。

- おたんじょう おめでとぅ
- |     |     |     |     |     |    |     |     |     |
|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----|
| 孝男  | 球大  | 佳紀  | ひふみ | 美奈子 | 俊清 | 克司  | 一弘  | 世帯主 |
| 田代  | 浅井  | 鈴木  | 島原  | 古川  | 高橋 | 南村  | 永井  | 丸田  |
| 小政  | 政弘  | 十三  | 春雄  | 隆三  | 恒雄 | 明夫  | 幸恵  | 芳男  |
| 26区 | 4区  | 4区  | 1区  | 31区 | 6区 | 30区 | 30区 | 36区 |
| 22区 | 12区 | 49区 | 世帯主 |     |    |     |     |     |

### 火の用心

春季火災予防運動実施  
火の元総点検を励行しよう

実施期日	検査場	受付時間	検査実施の区域
4月13日 (火)	青年研修所	前ク 9.00 後ク 11.00	1区・2区 3区・4区 5区 6区
		前ク 1.30 後ク 4.00	7区 8区・9区 10区 11区 12区 13区
4月14日 (水)	青年研修所	前ク 9.00 後ク 11.00	14区 15区 16区 17区 18区 19区 20区 21区 22区 24区
		前ク 1.30 後ク 4.00	23区 24区 25区 26区 27区
4月15日 (木)	青年研修所	前ク 9.00 後ク 11.00	28区 29区 30区 31区 32区 33区 34区 35区 36区
		前ク 1.30 後ク 4.00	37区 38区 39区 40区
4月16日 (金)	青年研修所	前ク 9.00 後ク 11.00	41区 43区 44区 45区 46区 47区
		前ク 1.30 後ク 4.00	42区 49区 50区

- おくやみ (死七)
- |    |     |     |     |     |    |     |     |     |     |     |     |     |     |
|----|-----|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 柳瀬 | 坂井  | 山崎  | 亀山  | 斉藤  | 鈴木 | 高橋  | 竹中  | 片山  | 阿部  | 石本  | 遠藤  | 片山  | 世帯主 |
| セキ | キヨミ | ミ   | イセ  | キイ  | 廣松 | 滝次  | 啓次  | 熊太郎 | 源四郎 | 牧雄  | 仁三郎 | イウ  |     |
| 1区 | 3区  | 14区 | 22区 | 47区 | 7区 | 28区 | 34区 | 46区 | 47区 | 31区 | 16区 | 34区 | 42区 |

パートタイマー公募  
本町パートタイマー制度実施規則第2条に基づき公募するもので希望者から登録してもらい、登録台帳に登録し、必要に応じてその都度採用する。  
一、条件：年令40才以下の女性。  
二、勤務時間：平日午前9時から午後4時まで。  
三、賃金：1時間当り二〇円。  
四、申込期日及び場所：四月二十日までに願書(総務課にある)に必ず自筆の履歴書一通を添えて町役場総務課へ申込むこと。